

外来化学療法の実施体制について

2024.10 月

当院では、外来にて抗がん剤を用いた治療を実施される患者様が、安心して治療に専念していただけるよう、下記の項目に従って外来化学療法を実施しています。

- 1.化学療法に関する専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、外来化学療法を実施している患者様からの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。
- 2.急変時等の緊急時に、外来化学療法を実施している患者様が入院できる体制が確保されています。
- 3.実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

※当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者（代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で 1 名以上（1 診療科の場合は、2 名以上）の代表者）、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年 1 回開催されます。